

(受付印)

添	印紙	円	
付	郵券	円	

記載例

遺産分割調停申立書

京都家庭裁判所 御中

平成**23**年**4**月**1**日

申立人

甲 野 一 男

甲野

(複数の方が申立人になられる場合は、申立人全員が署名・押印をして下さい。)

申立 趣 旨 被相続人の遺産の分割の調停を求める。
当事者・被相続人 別紙当事者等目録及び相続関係図記載のとおり
被相続人の遺産 別紙遺産目録記載のとおり
申立 実 情 別紙申立ての実情記載のとおり

調停管轄 ■ (相手方の中に、京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、相楽郡、綴喜郡、久世郡、南丹市美山町のいずれかに居住している人がいる。)

関連事件番号 □ 平成 年 (家) 第 号

※□には、■又はレ点をしてください。

別 紙

当 事 者 等 目 録

1 当事者の表示

住 所 京都市左京区〇〇町△△番地〇

申 立 人 甲 野 一 男 (被相続人との関係：長男)

郵便番号 602-〇〇〇〇 電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 京都市左京区〇〇町△△番地〇

☐ 申 立 人

■相 手 方 甲 野 花 子 (被相続人との関係：妻)

郵便番号 602-〇〇〇〇 電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 京都市中京区〇〇町△△番地〇

☐ 申 立 人

■相 手 方 乙 山 菊 子 (被相続人との関係：長女)

郵便番号 604-〇〇〇〇 電話番号 075-〇△△-〇〇〇〇

住 所 京都府亀岡市〇〇町〇〇番地〇

☐ 申 立 人

■相 手 方 丁 川 桜 子 (被相続人との関係：二女)

郵便番号 621-〇〇〇〇 電話番号 0771-〇△△-〇〇〇〇

住 所 大阪府枚方市〇〇町〇〇番地〇

☐ 申 立 人

■相 手 方 甲 野 良 男 (被相続人との関係：亡二男の長男)

郵便番号 573-〇〇〇〇 電話番号 072-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 大阪府枚方市〇〇町〇〇番地〇

□申 立 人

■相 手 方 甲 野 良 子 (被相続人との関係：亡二男の長女)

郵便番号 573-□〇〇〇 電話番号 072-〇〇〇-□□〇〇

2 被相続人の表示

本 籍 京都市中京区〇〇町△△番地〇

最後の住所 京都市左京区〇〇町△△番地〇

(登記記録上の住所 京都市中京区〇〇町△△番地〇)

被 相 続 人 甲 野 太 郎 (平成**21**年**12**月**5**日死亡)

以 上

別 紙

申 立 て の 実 情

1 遺産の範囲

(1) ☐遺産は遺産目録記載のとおり

■遺産目録の他にもあるが申立人は把握していない

☐その他 ()

(2) 遺産が形成された経過は次のとおりです(ご存じでしたらお書きください。)

2 遺言書の有無(☐ある ■ない)

(あると答えた場合のみ)

☐公正証書

☐自筆証書(遺言書の検認は ☐している ☐していない)

(家裁 支部 平成 年(家)第 号遺言書検認申立事件)

☐その他(秘密証書や特別の方式等)

3 遺産の使用・管理状況

遺産の使用・管理状況は、遺産目録記載のとおり

4 当事者間における分割協議の有無

■ 協議をした(**3** 回位)

協議がまとまらなかった経過は次のとおりです(誰と誰の間でどういった意見の相違があったのでまとまらなかったというように具体的にお書きください。)

長女乙山菊子を除いた全ての相続人は、法定相続分での遺産の取得を希望しているが、家業を継いでいる乙山菊子が全ての不動産の取得を主張しているため協議がまとまらない。

☐ 協議をしていない

分割協議をしなかった理由は次のとおりです(できるだけ具体的にお書きください。)

5 分割希望について

遺産分割方法について申立人の希望は次のとおりです（例えば、不動産の取得を希望する。不動産は相手方の取得でよいが代償金を貰いたい、預金の取得を希望するなど、できるだけ具体的にお書きください。）。

法定相続分での分割を希望する。乙山菊子が住んでいる土地は同人が取得することで構わないが、その代わり、その他の不動産は売却して、売却代金及び預貯金は乙山菊子以外の相続人で分割する。

6 特別受益・寄与分の主張について

- (1) 特別受益の主張 ☐ ない ☒ ある ☐ 未定

（あると答えた場合のみ）特別受益の具体的内容は次のとおりです。

被相続人名義の土地にある乙山菊子名義の建物は、建築資金の半額を被相続人が負担したとのことである。

二女丁川桜子は、家を購入するときに、被相続人から300万円の援助を受けている。

- (2) 寄与分の主張 ☐ ない ☒ ある ☐ 未定

（あると答えた場合のみ）寄与分の具体的内容は次のとおりです。

申立人甲野一男は、平成16年3月から被相続人が亡くなるまでの約5年間、被相続人を引き取って面倒を看ており、その間の被相続人の生活費や入院治療費は甲野一男が全て負担した。その費用は600万円以上であり、相続財産の維持に寄与した。

7 相手方について

(1) 相手方は本件申立てがなされることを ☒ 知っている ☐ 知らない

(2) 相手方の代理人弁護士選任の有無，またはその見込み。

☐ 不明

☒ **乙山菊子につき丙山六男**弁護士（**京都**弁護士会）が選任されている（選任見込み）。

TEL: 075-0000-0000 FAX: 075-0000-0001

(3) 相手方の調停期日への出席の見込み。出席困難な事由（病気等）の有無。

☒ 不明 (**丁川桜子につき**)

☒ 調停には出席すると思われる (**丁川桜子及び甲野良男以外**)。

☒ 調停には出席しないと思われる (**甲野良男につき**)。

理由 病氣療養中のため

8 相続税の申告について

☐ 相続税の申告をしている。

裁判所に相続税申告書の提出は

☐ できる ☐ できない

☒ 相続税の申告をしていない。

☒ 今後，相続税の申告をする予定である。

☐ 相続税の申告は不要であった。

☐ その他（ ）

9 その他

（参考になることがあれば記載してください）

遺産には、申立人が把握している以外にも、相当の預貯金や有価証券が存在するが、相続財産を管理している乙山菊子が、その内容を他の相続人に開示しない。

以 上